

<まん延防止等重点措置の適用を受けて（市長から市民へのメッセージ）>

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の第4波により、全国的に感染者が急増している中、東京、大阪、兵庫、京都の4都府県を対象として発出されていた緊急事態宣言が5月31日まで延長されるとともに、愛知県と福岡県が新たに5月12日から緊急事態宣言の対象となりました。

三重県においても5月9日から5月31日まで「まん延防止等重点措置」の適用を受け、本市が「特に重点措置を講じる区域」として三重県から指定を受けました。本市では、3月下旬頃から感染が急拡大する状況が続いており、今回の措置を深刻に受け止めています。

三重県からは、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、不要不急の外出の自粛、飲食店における20時までの営業時間短縮、酒類の提供やカラオケ設備の使用を行わないことなどが要請されます。

本市としましても、本日、四日市市健康危機管理対策本部員会議を開催し、三重県の取り組みに加えて、5月31日まで市主催のイベントは可能な限り中止または延期とすること、そして、市公共施設における感染リスクの高い施設の休業、市内公園での飲食禁止の継続、貸館の新たな使用許可の停止などこれまでの取り組みをさらに強化する対応方針を決定したところです。

市民の皆様には、今以上の行動自粛をお願いしなければならないことを大変心苦しく思いますが、更なる感染拡大がもたらす市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため、また市民の命を守る医療体制を維持するため、まん延防止等重点措置を含めたより強い措置により、期間内にしっかりと第4波を抑え込んでいきたいと考えておりますので、今一度、ご理解とご協力いただくことをお願いいたします。

ワクチン接種については、75歳以上の高齢者の方から集団接種の予約を開始しました。電話が繋がりにくくご迷惑をおかけしていますが、ワクチン量は十分確保できる見込みですので、クーポン券（接種券）が届いた方は焦らずに予約いただくようお願いいたします。なお、今後、かかりつけ医等での個別接種の予約についても始める予定ですので、ご安心いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が急拡大する中、最前線で医療に従事されている方々をはじめ、日常生活や店舗・事業所等において、感染症拡大防止にご尽力いただいている皆様にあらためて感謝申し上げます。

また、これまでも申し上げますが、感染者やその家族、事業所や医療従事者等への誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対にあってはなりません。誰もが感染しうるリスクがあることを受けとめ、お互いを思いやる気持ちを持って行動して下さるようお願いいたします。

令和3年5月8日 森 智広